



競争的資金等の適正管理規程

(目的)

第1条 本規定は株式会社ノベルクリスタルテクノロジー（以下「当社」）における競争的資金等の適切な運営・管理体制を構築することにより、競争的資金等の不正使用を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 本規定において「競争的資金等」とは、国または独立行政法人、公益財団法人等から配分される公募型の研究資金を指す。

(最高管理責任者)

第3条 会社全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者を置き、代表取締役社長をこれに充てる。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について会社全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、総務担当部署の部長をこれに充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 当社の各部署等における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を置き、各部署の部長をこれに充てる。

(相談・通報窓口の設置)

第6条 競争的資金等の使用に関するルール等についての相談および研究活動等の不正に関する社内外からの告発等の通報を受ける窓口を置く。
2 相談・通報窓口は当社ホームページにて公表する。

(監査)

第7条 内部監査室は競争的資金等の管理および事務の取扱いについて、年度末に内部監査を実施する。監査手順は別に定める「競争的資金等の適正管理に関する内規」による。なお、内部監査室は最高管理責任者の直属とする。

(不正に対する処分)

第8条 不正に対する処分は、「競争的資金等に関する告発等の取扱、調査、懲戒に関する細則」に従う。